

### 市民憲章

- くわたくしたち八尾市民は>
1. 若い力をそだてましょう。
  1. あたたかい心でまじりましょう。
  1. みどりのまちをつくりましょう。
  1. 文化財をたいせつにしましょう。
  1. 働くよるこびに生きましょう。

人の動き (昭和55年9月1日現在)

総数 271,372 男 135,938  
世帯数 83,813 女 135,434

発行所 大阪府八尾市役所 八尾市本町1丁目 TEL (91-3881)  
印刷所 サンケイ総合印刷株式会社



違反建築をなくし、住みよい街づくりのために、建設省では違反建築防止週間(10月11日~17日)を設けて違反建築の撲滅に取り組んでいます。

### ■すまいの「ルール」

たとえ小さな住宅であっても、建築物は地域社会や近隣に大きな影響を与えるものです。都市づくりの「ルール」を無視して、各自が好き勝手に家を建てたらその都市の環境はたちまち壊されてしまいます。

そこで、建築行為による環境の悪化を未然に防ぐための「ルール」として、都市計画による用途地域制や、建築の法令が定められていて、家を建てる人は、これを守る社会的義務が課せられています。八尾市では、住みよいまちづくりを目指して、このルールの徹底に積極的に取り組んでいます。

もしもあなたが買った土地に家が建てられなかったり、希望する内容の家が出来なかったりしたら……、それこそ大変です。

そのようなことのないように事前に十分注意して調べることは、大切な財産で土地を買ったり、家を建てたりする人の常識ではないでしょうか。

家を建築しようと思ったら、次の点に注意を払いましょう。

1. あなたが計画している「家」に適した「土地」を選定すること。
2. あなたの希望をできるだけ満足させるような基本計画を立てること。
3. 基本計画を踏まえたよい設計をすること、法に適合していることももちろん大切です。
4. よい設計士および工事人を選定すること。
5. 請負契約を慎重にすること。
6. 建築申請などの手続きを忘れずにとともに違反建築にならないように十分注意すること。
7. 工事の進行に伴い十分でき具合をチェックすること。

建築についてのお問い合わせは市役所都市整備部建築指導課(☎91-3881、内線418)まで

## 住みよい街づくりのために

違反建築防止週間

10月11日~17日

### ■建築の防災と安全

都市への人口の集中化が進むにつれ、高層建築物をはじめ、大規模な複合用途建築物や地下街等が出現するようになりましたが、これに伴って、建築物の中の人命の安全性が脅かされる程度も大きくなり、過去にはみられなかった大きな災害が起る危険性が強くなってきています。

このような災害を未然に防ぐためには、建築物の計画の当初から、その建築物の立地、配置、平面計画、その他の諸施設の全般にわたって、防災的配慮を加えた計画としておこななければなりません。

建築法令や他の法律などの規制に適合さえしていれば、それだけで安全を保障するものであると考えがちですが、建築物の安全は種々な条件によって左右されるもので、個々の最低基準を守ることのみで、安全性が確保されると考えてはなりません。

### ■期間中、市ではこんな行事を

市では、期間中、次のような建物についての相談ごと、展示会、パトロールなどを行います。

#### ▷家の新築、増改築の相談

「建築基準法市民相談コーナー」を設けて建築基準法全般をはじめ、そのほか家を建てることに関しての相談をお受けします。

☆とき 10月11日~17日(日曜日を除く、土曜日は午前中)

☆ところ 建築指導課(市役所第3別館)

#### ▷展示コーナー

市内に点在していた違反建築物が、市民の協力で是正され、明るい街づくりに役立っている……など、みんなの家、みんなの街を守るのが建築基準法であることをパネル写真などでわかりやすく説明します。

☆とき 10月11日~17日

☆ところ 市役所本庁玄関ロビー

▷全国一斉公開建築パトロール

市の違反建築パトロール車が、2班に分かれて市内の共同住宅、分譲住宅及び工場等の建築工事現場の点検をします。

☆とき 10月14日(火)、午前10時~午後3時

### ■太陽はみんなのもの

近年マンションなどの中高層建築物がふえましたが、これに伴い日照障害によるトラブルが生じ、住みよい街づくりの大きな問題となってきました。このため昭和51年11月、建築基準法に「日影規制」が盛り込まれ、規制される建築物、日影時間が定められました。(八尾市では54年4月1日から施行)

#### ▶規制される区域

「日影規制」の制度は、住居系地域などに

ある中高層建築物から生じる日影を一定の時間以下に規制して、その建築物の周辺の日照条件の悪化を防ぎ、住みよい街づくりに必要な最低限の基準として設けられたものです。

住宅地としての環境を守るため、第一種・第二種住居専用地域および住居地域が対象となります。

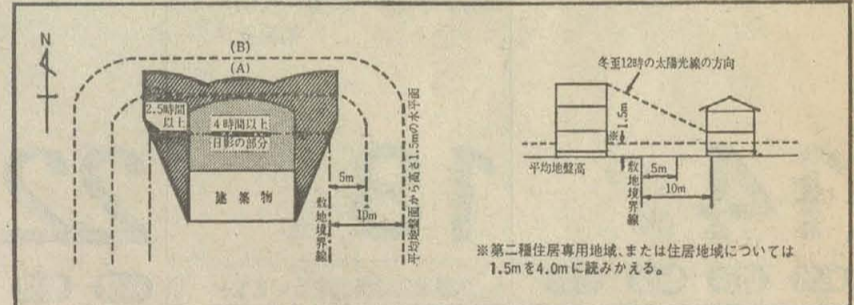
また、規制対象区域外にある建築物でも、隣接する規制対象区域内に日影を生じるものは規制の対象となります。

### 大阪府条例による日影規制一覧表(八尾市の場合(二)を適用する)

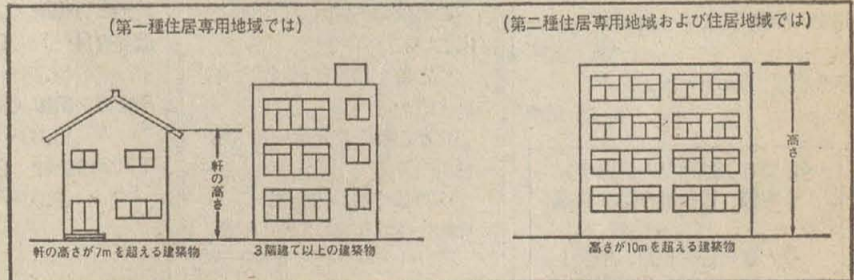
用途地域	規制される建築物	測定水平面 (平均地盤面からの高さ)	種別	規制される日影時間*	
				5mを超え10m以内の範囲(A)	10mを超える範囲(B)
第一種住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物または地階を除く階数3以上の建築物	1.5m	(一)	3時間以上	2時間以上
			(二)	4時間以上	2.5時間以上
			(三)	5時間以上	3時間以上
第二種住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4.0m	(一)	3時間以上	2時間以上
			(二)	4時間以上	2.5時間以上
			(三)	5時間以上	3時間以上
住居地域	高さが10mを超える建築物	4.0m	(一)	4時間以上	2.5時間以上
			(二)	5時間以上	3時間以上

\*規制される日影時間は、冬至における真太陽時の午前8時から午後4時までの間に生じる日影時間

#### 第一種住居専用地域(上の表を図で示すと次のようになります)



#### 規制される建築物



## 走ったり、飛んだり 市民スポーツ祭 各地区で行われます

今年も各地区で市民スポーツ祭が開催されます。

みなさんどしどしご参加ください。



### 《八尾市民スポーツ祭開催地区一覧表》

地区名	実施日	時間	会場	予備日	地区名	実施日	時間	会場	予備日	地区名	実施日	時間	会場	予備日
山本第3南	10月10日	9:30	西山本小	10月19日	志紀	10月12日	8:00	志紀小	10月19日	南高安	10月19日	9:00	南高安中	10月26日
山本第3北	"	9:00	山本小	"	山本第1	"	8:30	南山本小	"	大正	"	"	大正小	"
高安	"	"	高安中	"	長池	"	8:30	長池小	"	亀井・竹淵	10月26日	8:30	竹淵小	11月2日
永畑	"	8:30	永畑小	"	高安西	10月19日	8:30	高安西小	10月26日	高美	"	9:00	高美小	"
山本第2	"	"	東山本小	"	曙川	"	9:00	曙川南中	"	久宝寺	11月2日	"	久宝寺中	11月3日
竜華	10月12日	"	竜華中	"	美園	"	"	美園小	"	高美南	"	"	高美南小	"

10/11 (土)

〈人の動き(パーソントリップ)の調査をします〉

府では、交通計画に役立てるため、10月中旬から11月にかけて市内の約6千世帯を対象に「交通機関の使われ方」などの調査をします。

住みよいわたしたちの\*街づくり、のためにご協力をお願いします。

12 (日)

〈近大無料法律相談〉

☆とき 10月12日(日) 午前11時~午後3時
☆ところ 用和小学校公民館(山城町3丁目1-46)
☆問合先 木村(☎0729-81-7287)まで

13 (月)

教育 家児 青少 消費 法律 心配 登記

不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所
中小企業下請相談 13.00~16.00 府民センター

14 (火)

家児 消費 職業 老人

風疹抗体検査 9.15~10.30 八尾保健所
高血圧相談 13.00~14.00 八尾保健所
年金相談 10.00~16.00 商工会議所

〈さつき、盆栽無料講習会〉
☆主催 市民憲章推進協議会
☆とき 10月12日、午後1時~4時
☆ところ 社会福祉会館

15 (水)

教育 家児 青少 消費 人権 勤労

幼児歯科相談(フッ素塗布初回・1歳6カ月児) 9.15~10.30
13.00~14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~13.30 八尾保健所
不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所

16 (木)

家児 消費 法律 職業 税務

一般スポーツ教室(バレーボール) 18.30~20.30 教育センター
一般健康相談 9.15~10.30 八尾保健所
精神衛生相談(電話予約制) 9.30~12.00 八尾保健所
妊産婦相談 9.15~10.30 八尾保健所
未熟児相談 13.00~14.00 八尾保健所

17 (金)

教育 家児 青少 消費 職業 身障 市政

3歳児健診(52年4月生まれの子) 13.00~14.00 八尾保健所
乳幼児健康相談(10カ月児) 9.15~10.30 八尾保健所
不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所
無料法律相談 13.00~16.00 府民センター

18 (土)

〈戦没者追悼式を行います〉

市では、昭和55年度戦没者追悼式を次のとおり行います。ご遺族の方はぜひご出席ください。

☆とき 10月16日(木)午後1時~
☆ところ 市民ホール(市役所内)
くわしくは、社会課(☎91-3881内線 279)まで

19 (日)

結婚 心配

〈お知らせ〉

八尾排水区の水洗便所の改造(助成申請も)は10月末日までに!
くわしくは、下水道部管理課(☎91-3881内線 392)まで。

20 (月)

教育 家児 青少 消費

不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所
離乳食講習会 13.00~ 八尾保健所
肢体不自由児検診 13.00~14.00 八尾保健所

21 (火)

家児 消費 職業 更生 行政

風疹抗体検査 9.15~10.30 八尾保健所
高血圧相談 13.00~14.00 八尾保健所
出張献血 10.00~15.00 市立病院

22 (水)

教育 家児 青少 消費 結婚

幼児歯科相談(フッ素塗布初回・1歳6カ月児) 9.15~10.30
13.00~14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~13.30 八尾保健所
不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所

23 (木)

家児 消費 法律 職業 税務

一般スポーツ教室(バレーボール) 18.30~20.30 教育センター
一般健康相談 9.15~10.30 八尾保健所
精神衛生相談(電話予約制) 9.30~12.00 八尾保健所
妊産婦相談 9.15~10.30 八尾保健所

24 (金)

教育 家児 青少 身障 消費 職業

不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所
3歳児健診(52年4月生まれの子) 13.00~14.00 八尾保健所
乳幼児健康相談(3カ月児) 9.15~10.30 八尾保健所

25 (土)

〈八尾上之島郵便局が開設されます〉

八尾市上之島町南7-2-3に、10月16日から特定郵便局の八尾上之島郵便局が開設されます。

〈龍華出張所が新しくなります〉

☎22-2718
龍華出張所は、これまで八尾市立労働会館内(植松町5-8-32)で事務を行ってきましたが、管内の人口増等による事務量の増加などにより、本年8月末より同会館の敷地内に新築工事を行ってきましたが、このほど完成しました。

新築された出張所での事務等は、10月13日(月)から行います。

〈愛の献血運動〉

10月18日=久宝寺公民館前
10月23日=飯田商店前(安中町1丁目)
時間はいずれも午前10時~午後3時まで。

消費者デー



八尾市消費者デーを次のとおり行います。

〈日程〉

- 10月13日(月)恩智駅前ストア
15日(水)八尾本町センター 山本中央市場 立華市場 あげぼのデパート
16日(木)志紀市場
17日(金)高安市場 久宝寺ストア 八尾日之出市場 新町市場 八尾トップセンター 高安ストア 龍華市場 山本市場

18日(土)山本DMストア
☆時間 午前10時30分~(ただし、龍華市場は午前10時~、山本市場は午後1時30分~、高安ストアは午後3時~)

☆品目 青果物など中心に10品目で1品目につき平均150人分を販売します

くわしくは、市産業課内八尾市消費物資卸売協議会事務局まで。(☎91-3881内線 333)

秋の史跡めぐり

☎91-3881、内線228

市では、恒例の秋の史跡めぐりを次のとおり行います。

☆とき 11月9日(雨天の場合11月16日に順延)

☆集合 近鉄信貴山駅前広場 午前9時15分

☆コース 八尾の史跡散歩道「山麓南コース」約7km

※くわしくは10月20日号でお知らせします。

- 心配 = 心配ごと相談
身障 = 身体障害者相談
結婚 = 結婚相談 いずれも13時~16時 社会福祉会館で
家児 = 家庭児童相談 10時~16時 社会福祉会館で
職業 = 高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で
更生 = 更生保護相談 10時~16時 社会福祉会館で
青少 = 青少年非行相談 13時~17時 教育センターで
教育 = 教育相談(電話予約制) 9時~ 教育相談所(市第3別館内)で
法律 = 法律相談(当日12時30分受付、12時45分順番抽選) 13時~16時 市民相談室で
消費 = 消費生活相談 10時~15時 婦人会館で
人権 = 人権擁護相談 14時~16時 市民相談室で
○の相談は全て市民サービスコーナー(近鉄八尾駅1階)で13時~16時までに行っています。
登記 = 登記相談
勤労 = 勤労者生活相談
税務 = 税務相談
市政 = 市政相談
行政 = 行政相談



団体旅行の寄付や差し入れ

明るい街、明るい選挙を実現のため
これだけは覚えておきましょう

市長や議員ならびに立候補しようとする方は、公職選挙法の規定により、選挙区内の人に寄付をする事は禁じられています。
また、有権者の方も公職選挙法で寄付を要求することは禁じられています。
秋はお祭りやレクリエーション

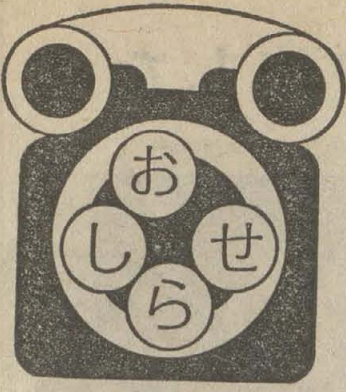
の季節でもありますのでこれらの行事に市長や議員からの寄付を受取ったり、要求したりしないようにしましょう。

八尾市選挙管理委員会
八尾市明るい選挙推進協議会



お祭りなどの寄付、お酒など

昭和55年10月5日



市役所 ☎ 91-3881

**テレホンサービス**  
でんわ  
94-8480  
94-8481

**市立幼稚園の園児募集**

内線 466

昭和56年度八尾市立幼稚園園児を次のとおり募集します。

☆応募資格 昭和50年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた八尾市民

☆願書交付 10月27日～30日(午後1時～4時)まで

☆願書申込 11月6日～11月13日(午後1時～4時)までに、各幼稚園へ持参(ただし、土・日曜日は除く)

☆添付書類 住民票(全員の写し)1通、はがき1枚

なお、願書の交付、受付の期間中は市民課の窓口が混雑しますので早めに住民票をとっておいてください。

**農業特産物展示品評会**

内線 324

市では、農業特産物の振興をはかり品質改善などのため次のとおり野菜類・花き類などの展示品評会を開催します。

☆とき 10月25日(土)午後1時～午後3時

☆ところ 市民ホール

**ねたきり老人見舞金を支給します**

内線 289

市では、ねたきり老人に次のとおり見舞金を支給します。該当する人は忘れずに申請してください

☆受けられる人 55年12月15日現在満65歳以上(大正4年12月15日以前に生まれた方)で次の項目に該当する人、①働けない人、ねがえりしかうてない人、すわることまでしかできない人、他人の介助または補装具を使えば歩ける人(ただし行動範囲は居宅内に限る)

②昨年12月16日から引き続き市内に住み、住民基本台帳に記載され、または外国人登録原票に記載されている人

☆支給金額 年額1万円(12月中に支給)

☆申請受付 10月15日(水)～31日(金)までに社会福祉会館内福祉課または地区民生委員さんまで申し出てください。

なお、申請書は各出張所窓口にも用意しています。

**「カラオケ標語」を募集します**

内線 368

市では、年末年始の忘年会、新年会シーズンにむけてカラオケ設置店やお客さんむけに使用するカラオケ公害防止のための標語を募集しています。

☆内容 カラオケ設置店や、お客さんに対しカラオケ公害の防止を呼びかける口調のよい標語

☆応募方法 官製はがきにカラオケ設置店、お客さんむけの別を記入し10月20日までに市公害課(〒581八尾市本町1-1-1)に必着のこと

くわしくは、市公害課まで、なお採用作品には記念品をお贈りします。

**「花と緑の展示即売会」**

府公園協会では都市緑化月間にちなみ次のとおり「第20回花と緑の展示即売会」を行っています。

☆とき 10月26日まで(午前10時～午後5時)

☆ところ 久宝寺緑地

くわしくは、(財)大阪府公園協会(☎0722-61-1255)まで

**新築・増築家屋、償却資産の実地調査**

内線 258

◎新・増築家屋の実地調査 固定資産評価のためのもので、この調査は特に昭和56年度より課税対象となる新築家屋を中心として昭和56年2月末日ごろまで行う予定ですので、ご協力をお願いします。

◎償却資産(事業用の資産)の実地調査

今年12月末日まで、昭和55年度の償却資産の正しい申告指導をかねて実地調査を行いますので、ご協力をお願いします。

※市内に償却資産(事業所等の事業用資産)をお持ちの法人・個人は地方税法ならびに市税条例の定めにより昭和56年1月1日現在の現況を申告書に記載し、昭和56年1月31日までに資産税課へ提出していただく必要があります。

※調査員は八尾市職員証または固定資産評価補助員証を携帯していますので、ご不審な点などある場合は呈示を求め、資産税課までご連絡ください。

**トレーニングルームの利用者募集**

内線 485

第4期トレーニングルーム利用者を次のように募集します。

☆内容 初心者コース→90名(A・B・Cコース各30名) 経験者コース→初心者コース修了者

☆期間・開設時間 初心者コース→11月11日～1月23日の毎週火金の週2回(Aコース午前10時～12時 Bコース午後1時30分～3時30分 Cコース午後6時～8時) 経験者コース→11月10日～1月24日週1回(月・水・木・土の午前9時30分～12時 月・水・木の午後1時30分～4時 水の午後6時～8時のいずれか)

☆対象 市内在住・在勤者

☆申し込み 10月13日～17日までに教育センター内体育青少年課へ印鑑・筆記用具・保険料持参で

◎第53回日商簿記検定試験

☆とき 11月16日

☆ところ 八尾商工会議所

☆申込期間 10月20日まで 受験料などくわしくは八尾商工会議所(☎22-1181)まで

**市職員の募集**

内線 221

市では、事務職員・技術職員(大学卒)、保健婦それぞれ若干名の募集を次のとおり行います。

<事務職員・技術職員>

☆試験区分 事務職(法律・経済)、技術職(土木)

☆受験資格 昭和29年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を昭和52年3月以降に卒業した人または昭和56年3月に卒業見込みの人。

☆試験日・場所 10月26日(日) 午前9時～市立曙川中学校で

☆申し込み 10月18日(土)まで

<保健婦>

☆受験資格 昭和19年4月2日以降に生まれた人で、保健婦の免許を有するか、56年3月に学校を卒業見込みの人で、56年春の国家試験で保健婦免許を取得見込みの人

☆試験日・場所 10月15日(水) 八尾市役所で

☆申し込み 10月13日(月)まで

※受験申し込みの人は、受験申込用紙(市人事課で交付)に「最近撮影(名刺型)写真2枚」を貼付し市人事課まで、くわしくは人事課人事係まで。

**「八尾編年史」を発刊しました**

市立図書館では、古事記、日本書紀、古文書などから八尾に関連ある史実を抜き出し年表にした「八尾編年史(古代・中世編)」を発行しました。市立図書館・市民サービスコーナーで販売中です。郷土史の勉強にお役立て下さい。(B5判 68ページ 300円)

**浸水便槽の緊急くみとり**

内線 574

市では、降雨による緊急くみとり手続きを次のように行っています。便槽へ浸水した家庭は→地区の自治振興委員さんへ連絡して下さい。自治振興委員さんは→町会単位で降雨翌日午後5時までに浸水箇所を清掃事業所へ報告して下さい。また、自治振興委員さんが不在・未定のときは直接清掃事業所へ申し込んで下さい。

**大阪府の最低賃金**

☎06-723-3006

すべての産業に適用される大阪府最低賃金が、昭和55年9月30日から次のとおり改正されました。  
▷一般労働者 1日 2,991円  
▷時間給者 1時間 375円  
なお、賃金に対するお問い合わせは東大阪労働基準監督署(東大阪市若江西新町1-6-5)へ

**社会保険相談所を開設します**

☎06-941-0351

府では厚生年金、国民年金、健康保険など、あらゆる相談に応じるため社会保険相談所を開設します。お気軽にご利用ください。  
☆とき 10月17日(金)午前10時30分～午後4時

☆ところ ニチイ布施店(その他、府下12カ所)

くわしくは、府庁保険課(内線2464)・国民年金課(内線2484)までお問い合わせください。

**第24回ギター講座生募集**

☆とき 11月8日から(毎週土曜日、午後2時30分～) 11月11日から(毎週火曜日、午後6時～)

☆ところ 八尾市立婦人会館

☆対象 小・中・高校生、一般

☆定員 30名(申込順)

☆費用 一カ月2,000円

なお、申し込み及びお問い合わせは八尾市立婦人会館(本町3丁目、☎22-6185)まで

**28回秋季八尾市民体育大会参加者募集**

内線 485

<ハンドボール>

☆とき 10月26日 午前9時～(雨天の場合は11月2日に変更)

☆ところ 府立八尾高校運動場

☆対象 市内在住・在勤・在学者

☆試合方法 トーナメント戦(一般男女)

☆申し込み 教育センター内体育青少年課へ10月20日午後5時までに申し込んで下さい(18歳未満は保護者の承諾書をそえること)

**11月から各保育所で来年度の保育児受付**

民生部保育第1課 (☎91-3881内線283)

市では、来春入所希望の保育児を次のとおり受付ます。

☆申請書交付 10月15日から各保育所(園)または社会福祉会館内保育第1課であらかじめ交付します

☆申請書受け付け 11月4日から右表の通り受け付けます。いずれも午前10時～午後3時 このほか11月30日(日)は午前9時～正午まで保育第1課(社会福祉会館内)で全保育所(園)分を受け付けます。(大変混雑しますのでなるべく希望の保育所に申請してください)

☆入所基準 保育所に入所できる基準は、次のいずれかの事情がある場合です。①母親が家庭外労働に従事している ②母親が家庭内労働に従事している ③母親のいない家庭 ④母親の出産、疾病など ⑤病人の看護 ⑥家庭の災害 ⑦その他市長が必要と認めた場合

☆申請 申請書、印鑑持参のうえ、必ずお子さんをつれて保護者が希望する保育所(園)に行ってください(郵送不可)なお心身に障害をもつ児童についても受け付けます。

<ご注意>

申請手続は必ず11月30日までにしてください。それ以降になりますと原則として昭和56年4月1日付入所の審査対象に含まれません(ただし11月30日以降1月末日までに出生した0歳児で1月末日までに申請したものについては4月1日付入所の審査対象に含まれます)また入所できる定員は限られていますので申請書類について必要に応じた調査を行い入所を決定します。

入所に関するお問い合わせは保育第1課まで

受付日	保育所(園)名	受付日	保育所(園)名
11月4日	あけぼの保育園(大字都塚71)	19日	●西郡保育所(桂町2-33) ●桂保育所(桂町2-1-1) ●高砂保育所(高砂町1-27) ●幸保育所(幸町4-58-2) ●安中保育所(安中町8-6-23) ●安中東保育所(南本町8-2-20)
5日	五月橋保育所(山本町南3-5-21) あひる保育園(八尾木北2-39)	20日	白鳥保育園(亀井町2-6-25) 亀井保育所(亀井町2-4-8)
6日	志紀保育園(田井中2-66) ●若竹保育園(大字田井中594)	21日	久宝まぶね保育園(末広町5-1-2) 久宝寺保育所(久宝寺2-1-9)
7日	さくら保育園(福万寺町4-14) 千塚保育園(大字千塚150-1)	25日	堤保育所(堤町1-7)
10日	緑ヶ丘ふじ保育園(緑ヶ丘1-50)	26日	末広保育所(末広町1-1-12)
11日	ふじ保育園(山城町5-2-6) ●ふじ第2保育園(山城町2-2-8)	27日	弓削保育所(志紀町西3-12)
13日	みよし保育園(太子堂2-3-22)	28日	山本南保育所(山本町南2-4-5)
14日	キリン保育園(南本町3-4-5) キリン第2保育園(南本町3-5-37)	30日	全保育所分を保育第1課で受け付けますが大変混雑しますので希望の保育所に申請して下さい。
17日	荘内保育所(荘内町2-1-27)		
18日	母木保育園(大字愚智177-1) 高安保育所(大字教興寺222)		

(注)●若竹保育園は交付受付とも志紀保育園 ●ふじ第2保育園は交付受付ともふじ保育園 ●西郡・桂・高砂・幸保育所は、交付＝桂解放会館、受付＝桂青少年会館で行います。 ●安中・安中東保育所は交付受付とも安中解放会館

# 市の話題 …… こんなことがありました



### ■八尾美術協会展

市内に住む美術同好家を中心に組織している八尾美術協会(大原淳良会長、73人)は9月9日~14日まで市立労働会館で「第21回八尾美術協会展」を開きました。会員相互の親睦と併せて八尾市内の美術の振興をはかるために年1回開催しています。同展には力作 246点が展示されました。同時に行われたチャリティバザーの売上金5万円は市善意銀行に預託されました。



### ■敬老祝寿式

9月10日、午後1時から清水町の教育センターで、市内の満77歳以上のお年寄を招いての「敬老祝寿式」が行われました。

祝寿式は、対象者4,089名のうち約1,100名が参加して行われ、9月15日現在88歳を迎えた81名の方々に祝寿状と記念品が、代表の荒木君三さんに市長より贈られました。また市内最高齢者の福廣元さん(98歳)の代理の方にも市社会福祉協議会より記念品が贈られました。



### ■障害児の未来のためのバザー

八尾市障害児問題協議会(田主忠信会長)では、9月28日、午後1時から本町2丁目の市立社会福祉会館で「第3回障害児の未来のためのバザー」が行われました。

このバザーは、障害児のための活動資金づくりだけでなく、これを契機に障害児に対する正しい理解と愛情を深めてもらうために行われたもので、当日一般市民から寄贈された品物が多数販売されました。

### ■八尾まつり特集

市民のふれあい、をメインテーマに、第3回八尾まつりが9月20日・21日の両日盛大に行われました。



## 監査

### 八尾市監査委員

#### ■民生部の定期監査を行いました

今回の監査は、民生部社会課、保護課、福祉課、保育第1課及び保育第2課の分掌する事務が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施したものです。

監査の結果は、全般的にみておおむね適正に執行されていたことを認めましたが、事務の一部において留意、改善を要するものが見受けられたので、検討と善処方を求めました。以下、指摘事項の主なものについて記述します。

#### 【社会課】

- 1 文書、伺書等の事務処理について
  - ①補助金交付指今日並びに社会福祉会館管理業務委託の契約日及び業務開始日が伺書の決裁日より前となっているもの。
  - ②清掃業務の随意契約で見積書の添付が1社のみのもの。
- 2 生活援護資金貸付事務について
  - ①資金前渡金の預金利息は、半期ごとの利息確定時に繰入の事務手続を行われない。
  - ②貸付資金の有効利用を図るため、延滞金の回収に努められたい。
- 3 同和厚生資金貸付事務について
  - ①貸し付けたもの一部において、貸付期間等で条例、規則の規定どおり行われていないものが見受けられたので注意されたい。
  - ②貸付資金の有効利用を図るため、延滞金の回収に一層努められたい。
- 4 同和地区職業転換準備金貸付事務について
  - ①貸し付けたもの一部において、申請期限等で貸付要綱の規定どおり行われていないものが見受けられたので注意されたい。
  - ②貸付決定通知は一切行われていなかった。
  - ③貸付金の償還免除となる場合の取扱いが慎重に行われたい。

#### 5 同和事業妊産婦対策助成金支給事務について

- ①支給要綱に定める受給資格月未満の申請を受理しているもの。
  - ②妊娠5月以上の自然流産については、分娩費の実費支給の規定があるので、助成金を前渡ししたものについては、最終的な状況の確認が必要と思われるので検討されたい。
  - ③受給対象者の決定に当たっては、所得による制限が必要と思われるので検討されたい
- 【労働会館・労働会館分館】
- 1 文書、伺書等の事務処理について
    - ①業務委託で随意契約を締結する場合の理由及び法令の適用条項が明記されていないもの。
    - ②労働会館において交付した八尾地区労働組合協議会に対する補助金は、協議会の決算状況を見ると毎年度補助額に近い額が収支残金となり翌年度へ繰越されているので、交付条件、精算方法を検討し適正な執行に努められたい。
  - 2 労働会館使用料の徴収事務について
    - ①使用料を徴収し、金融機関に納付するまで相当の日数を要しているものが見受けられたので、早期納入に努められたい。
    - ②使用料の割増徴収を要するものの中で、一部徴収もれのものが見受けられたので留意されたい。
  - 3 その他
 

労働会館において寄贈を受けたコインロッカーは、利用者から使用料を徴収し鍵の紛失に伴う弁償金と共にこれを松寿会で保管のうえ修理費等に充当しているが、寄贈を受けて市の管理下におかれることになった備品に関する収入、支出は予算に計上し経理を明確にされたい。
- 【保護課】
- 1 生活保護費の支払事務について
 

保護費の大部分は、毎月資金前渡を受けて保護課及び各出張所において直接被保護者に支払われているが、多額の現金を取り扱っているため、安全及び事務効率の面から支払方法等について更に検討、改善を加えられたい
  - 2 扶助費の個人負担金徴収事務について
 

負担金の受領から納入までに日時を要して

#### いるものが見受けられたので、早期納入に努められたい。

- 3 助産施設特別助成措置要綱に関する事務について
 

一部に次のような事項が見受けられたので留意されたい。

    - ①負担額の算定を変更した際旧規定で算定しているもの。
    - ②配偶者の異常分娩の場合、社会保険からの給付金を誤って算定しているもの。
- 【福祉課】
- 1 文書、伺書等の事務処理について
    - ①補助金交付指今日及び業務委託契約日が決裁日より前となっているもの。
    - ②業務委託の契約書に契約保証金の規定が記載されていないもの。
  - 2 老人介護派遣事業の事務について
 

介護年月日欄で午前、午後の表示のないものが見受けられたが、手当の算定上必要であるので明確に表示されたい。
  - 3 寝具乾燥事業の事務について
    - ①業者の業務完了届印欄で押印のないものが見受けられたが押印もれか、実施しなかったのか不明であるので、その理由を確認し補記されたい。
    - ②委託料の支出について月別に処理台帳と支出票とを照合した結果、実施枚数が相違しているものが見受けられたので留意されたい
  - 4 老人クラブ助成の事務について
 

老人クラブ助成金の申請は、八尾市老人クラブ連合会から行われ、市は連合会の事業として助成金を交付している。しかし連合会においては助成金を受領後、連合会運営分を除く地区老人クラブ分を配分するに際し、連合会の会計を通すことなく直接地区へ配分しているため、会計処理等について十分指導されたい。
- 【養護老人ホーム】
- 文書、伺書等の事務処理について
- 各種業務委託契約締結の伺書において
- ①随意契約とする理由及び法令の適用条項が明記されていないもの。
  - ②契約保証金について明記されていないもの。
- 【桂・安中老人福祉センター】

#### 文書、伺書等の事務処理について

- 各種業務委託契約締結の伺書において
- ①随意契約とする理由及び法令の適用条項が明記されていないもの。
  - ②見積書の添付が契約業者のみのもの。
  - ③契約保証金について明記されていないもの。
- 【いちよう学園】
- 特に指摘する事項はなかった。
- 【保育第1課】
- 1 文書、伺書等の事務処理について
 

補助金の内示及び交付指今日が決裁日より前となっているもの。
  - 2 保育所入所措置費用(保育料)の徴収事務について
    - ①市立保育所及び民間保育所(園)に措置した児童にかかる保育料の徴収、納付事務はおおむね適正に行われていると認められたが民間保育所分で納付にやむ日時を要しているものが見受けられたので留意されたい。
    - ②同和地区保育所の保育料については、負担の軽減措置が行われているが、事務手続等に適切でないと思われるものが見受けられたので、軽減の額とも併せて検討されたい。
- 【保育第2課】
- 保育所給食用材料の購入について
- 給食用材料のうち調味料、冷凍食品、缶詰、油類等については一括購入しているが、その他の生鮮食料品は物資の搬入時間、鮮度を勘案し地元業者から各保育所ごとに購入している。今後はこれらについても購入予定価格を事前に把握し単価統一に努められたい
- 【共通事項】
- 1 予算執行事務について
    - ①予算引簿において記入もれ、押印もれ及び計、累計もれ等所定の処理が行われていないもの。
    - ②伝票において伝票簿の見当たらないもの押印もれのもの及び事務処理規程に基づかない決裁のもの。
  - 2 備品の管理状況について
 

備品台帳より抽出し現品を照合したところ一部において現品の見当たらないもの、使用していないもの、台帳の未整理等が見受けられたので留意されたい。